

# 予 算 要 求 資 料

令和2年度3月補正予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：母子保健指導費

## 事業名 不妊治療助成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 母子保健係

電話番号：058-272-1111 (内 2680)

E-mail：[c11236@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11236@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 補正要求額 26,759 千円 (現計予算額：410,700 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附 金	その他	県 債	一般 財源
現 計 予算額	410,700	205,350	0	0	0	0	0	0	205,350
補 正 要求額	26,759	△30,300	0	0	0	0	43,679	0	13,380
決 定 額	26,759	13,380	0	0	0	0	43,679	0	△30,300

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

これまでも特定不妊治療 (体外受精及び顕微授精) は医療保険が適用されず医療費が高額となるため、費用助成を行ってきたが、所得制限や回数制限などの要件を緩和し、更なる負担軽減を図る。

### (2) 事業内容

特定不妊治療の支給要件を下記のとおり拡充する。(国の制度による)

項目	従来	拡充後
対象者	夫婦の前年の所得が730万円未満	撤廃
	法律上婚姻をしている	事実婚も認める
治療回数	生涯通算6回まで	子ども1人6回まで (40歳以上は3回まで)
助成内容	初回30万円 (治療方法によっては7.5万円) 再治療は15万円 (治療方法によっては7.5万円)	初回、再治療とも30万円 (治療方法によっては10万円)

※夫と妻またはどちらか一方が岐阜県 (岐阜市を除く) 在住であること

※治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること (変更なし)

### (3) 県負担・補助率の考え方

負担区分：国 1 / 2、県 1 / 2

(従来分：母子保健衛生費国庫補助金)

(拡充分：安心子ども基金)

国の制度により、国と都道府県にて折半することとなっている。

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額 (千円)	事業内容の詳細
扶助費	26,759	特定不妊治療受診者への助成金
合計	26,759	

### 決定額の考え方

財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当します。

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

#### ・創生総合戦略

2 健やかで安らかな地域づくり

(1) 健やかに暮らせる地域

② 子どもを産み育てやすい地域づくり

#### ・安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画

(第4次 岐阜県少子化対策基本計画)

Ⅱ 結婚や出産の希望がかない、男女とも安心して子どもを産み育てることができる岐阜県

Ⅳ 地域で子育てを支えあう仕組みづくり

1 地域における妊娠・出産・子育てまでのきめ細かな支援

(1) 妊娠から子育てまでのきめ細かな支援の充実

### (2) 国・他県の状況

国による制度拡充

### (3) 後年度の財政負担

国において令和4年度から健康保険適用となるよう調整中であり、健康保険適用となれば県負担は大幅に減少もしくは無くなる見込み。

### (4) 事業主体及びその妥当性

実施主体は県である。国の事業実施要綱に基づく。

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

結婚した夫婦の1割以上（7組に1組）は不妊に悩んでいるといわれ、実際に治療を受ける夫婦も年々増加しているが、医療保険が適用されず、高額な医療費を要することから、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）にかかる費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率

### ○指標を設定することができない場合の理由

挙児を望む方の申請に基づいて助成金を支給する事業であり、県において助成実績等の数値目標を設定することにはなじまない。

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

国庫補助金を活用し、特定不妊治療の受診者への治療費の助成を行った。

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担を軽減することができた。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	結婚した夫婦の1割以上（7組に1組）は不妊に悩んでいるといわれ、実際に治療を受ける夫婦も年々増加しているが、医療保険が適用されず、高額な医療費を要することから、その費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減する必要がある。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	平成28年度の制度改正により、年齢制限が設置されたことにより一時的に助成件数が減少した年度がある、毎年2000件を超える助成を行っている。初回助成の申請者は増加しており、引き続き、申請者の負担軽減に貢献していると思われる。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	国庫補助金も活用し、限られた予算の中でも効率的に運営を行うことができている。

### (今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 令和4年度から保険適用となる見込みであるため、経済的な負担は軽減するが相談支援体制は継続していく必要がある。
--

### (次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 令和4年度より保険適用となるため、助成事業は大幅に減少すると思われる。（令和4年度中に治療終了した分のうち、保険適用前の治療費に対する助成の扱いについては未定） 不妊に対する支援については、 現在の不妊相談センターを継続しつつ、ニーズに応じてサービスを拡大していく。
--